

子宮収縮薬 説明不備も

産科医療補償巡り評価機構報告

使用時の意思疎通課題

出産時に赤ちゃんが重い脳性まひになった場合、補償金計3千万円を支払う産科医療補償制度を巡り、日本医療機能評価機構(東京)が3月、再発防止を目的とする報告書を公表した。発行は13回目で、今回取り上げたテーマは子宮収縮薬

子宮収縮薬使用の意思決定に関する家族の意見 (19件)

使用などに関し説明されていない(説明が不足している)	8件
使用や使用方法に理解ができなかった、納得できなかった	10件
使用などに同意していない	4件

※重複あり

(陣痛促進剤)。補償対象になった家族の声を分析した結果、使用時の意思決定に関する意見が19件あり、4割が医療側の説明不足を

患者の声生かし 信頼関係構築を

出産事故の遺族で「医療情報の公開・開示を求める市民の会」代表世話人を務める勝村久司さんの話。医療界が再発防止を目的に患者側の声を生かした報告書を作成したことは画期的だ。産科医療補償制度が広がるまでは、事故の原因分析や再発防止のためには裁判を提起するしかなかったが、医療界が患者側の声を

指摘、5割が「理解・納得できていなかった」との認識を示した。

報告書で家族の声を紹介するのは初の試みという。切迫した状況での説明や同意の取り方など、医療従事者と妊婦・家族との意思疎通の在り方を考える材料として生かす考えだ。

学会のガイドラインや製薬会社は、子宮収縮薬の使用に際し、分娩を誘発する必要性や危険性を妊婦側に十分説明し、文書で同意を得るよう求めている。医師

生かしていけば信頼関係は深まる。日本では、無痛分娩を含め出産を平日の昼間に誘導する目的で子宮収縮薬が使用される場合、十分な説明がなされていない現状がある。この薬は感受性の個人差が非常に大きい。強過ぎる陣痛や呼吸困難などの妊婦の訴えを医療者が軽視する事例も明らかになった。今回の報告書を機に不本意な出産が減少することを願っている。

や患者団体関係者らでつくる再発防止委員会は2015年以降に補償対象となった事案の中で、個別の原因分析報告書に「家族からみた経過」として記載があった意見を検討。子宮収縮薬の使用事例で意思決定時に

関するものは19件あった。その内容を分類した結果、妊婦や家族が医療側から「説明されてない(不足している)」と認識しているケースが8件(約42%)、「十分に理解、納得ができていなかった」は10件(約

53%)あった。「同意していない」は4件(約21%)。同事例でも意見の身中で分類しており一部重複があるという。

主な意見は「リスクについて一言も説明がなかった」といったものや、「医師から厳しい言葉を言われ、やむを得ず服薬した」「呼吸が困難になり使用中を訴えたが、応じてもらえなかった」など。「十分な説明を受けず同意書に署名させられた」との声もあった。

共同通信

2023年4月9日(日)配信